

ミナミエリアのスーツケース不法投棄対策事業業務委託 募集要項
(公募型企画競争方式(プロポーザル方式))

1 案件の名称

ミナミエリアのスーツケース不法投棄対策事業業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 事業の目的と概要

大阪市内のミナミエリア(以下「ミナミ」という。)は日本有数の繁華街であり、多くの観光客が訪れている。大阪市内の人気観光エリアでは外国人観光客が年々増加しており、特に道頓堀のあるミナミに集中する傾向が見られる。その結果、混雑やごみの増加、トイレ不足等の様々な課題が顕在化してきている。近年では買い替え等により、古いスーツケースが市内の街頭などに放置され景観を損ねる事例が見られる。さらに、忘れ物や不審物の可能性があるため即時撤去ができないなど、新たな課題となっている。

本事業は、こうした課題の解決に向けて、ミナミを中心とする宿泊施設や観光施設などで、放置スーツケース等の発生抑制及び適正な排出方法や処理方法、利用可能な処分方法を、多言語でのチラシや動画等を用いて外国人観光客へわかりやすく周知し、スーツケースの不法投棄削減を目指す。あわせて、環境・景観上の負荷を軽減し、地域住民・来訪者双方にとって安全で快適、かつ美しい街の実現を図り、大阪を代表とする観光エリアとしての魅力を向上させるものである。

本事業では、チラシや動画等による単なる啓発に留まらず、不法投棄の抑制につながる行動変容などに資する仕掛けを積極的に展開し、今後の継続的かつ、より効果的な対策に繋げる。

その目的を達成するためには、民間事業者がもつ幅広い知識や技術、経験、専門性などを活用する必要があることから、今般、企画提案を広く募集する。

(2) 業務内容

具体的内容については、別紙1「ミナミエリアのスーツケース不法投棄対策事業業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)を参照のこと。

(3) 契約上限額

金 50,000,000 円(消費税及び地方消費税を含む。)

(4) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(5) 履行場所

本市指定場所

(6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は発注者と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、提出書類の記載内容に虚偽の内容があった場合や、各種法令違反等により社会通念上契約の相手方として不相当であると認められる場合は、契約を締結しないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、発注者が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払

業務完了後、発注者の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約条項

別紙2「業務委託契約書」参照

(4) 契約保証金

契約保証金	免除
保証人	不要

(5) 再委託について

ア 受注者は、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務手法の決定及び技術的判断等について再委託することはできない。

イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、**ア**及び**イ**に規定する業務以外の再委託にあたっては、予め書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

エ 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

(6) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約を解除する。

4 参加資格等

次に掲げる条件の全てに該当すること。

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 直近1ヵ年において、本店所在地の法人（個人）住民税（市区町村民税及び都道府県民税）、消費税及び地方消費税を完納していること。
- ウ 企画提案時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- エ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- オ 参加申請書の提出時点において、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。
- カ 2つ以上の事業者が共同事業体を結成して申請する場合は、上記アからオの条件を満たす事業者同士の場合とし、かつ、以下の要件も満たさなければならない。
 - (1) 構成員は、共同事業体の代表者となる事業者を決め、代表者は、全体の意思決定、管理運営等に全ての責任を持つこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること。
 - (2) 参加申請以後における代表者及び構成員の変更は原則として認めない。ただし、吸収合併等については、この限りでない。
 - (3) 代表者とならない構成員にあつては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。
 - (4) 参加申請時に共同事業体の協定書の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、構成員の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。
 - (5) 単独で参加した事業者は、共同事業体の構成員となることはできない。
 - (6) 各構成員は、複数の共同事業体の構成員となることはできない。

5 スケジュール

- | | |
|-----------------|------------------|
| ● 公募開始 | 令和8年7月13日（月） |
| ● 質問受付期限 | 令和8年7月22日（水） |
| ● 質問に対する回答 | 令和8年7月29日（水）（予定） |
| ● 参加申請関係書類の提出期限 | 令和8年8月7日（金） |
| ● 参加資格審査結果通知 | 令和8年8月14日（金）（予定） |
| ● 企画提案書類の提出期限 | 令和8年8月21日（金） |
| ● プレゼンテーション審査 | 令和8年9月上旬（予定） |
| ● 選定結果通知 | 令和8年9月中旬（予定） |
| ● 契約締結・事業開始 | 令和8年9月下旬（予定） |
| ● 事業完了 | 令和9年3月31日（水） |

6 応募手続きに関する事項

（1）質問の受付・回答

ア 受付期間

公募開始日から令和8年7月22日（水）午後5時まで（必着）

イ 提出方法

「質問書」(様式1)を簡条書きで記載し、下記9の提出先まで提出すること。持参のほか、Eメールによる提出を可とするが、Eメールを送付後は必ず電話確認を行うこと。電話確認を行わなかった場合、質問に回答できないことがある。

※Eメールによる提出の場合は、件名に【質問：ミナミエリアのスーツケース不法投棄対策事業業務委託】と明記すること。

※電話や口頭での質問は受け付けない。

ウ 回答

受け付けた質問事項に対する回答は、令和8年7月29日(水)(予定)に大阪市経済戦略局ホームページに掲載する。

(2) 参加申請関係書類の提出及び参加資格審査結果通知

ア 提出書類

【単独法人等】

- (ア) 公募型企画競争方式(プロポーザル方式)参加申請書(様式2-1)
- (イ) 公募型企画競争方式(プロポーザル方式)参加申請にかかる誓約書(様式4)
- (ウ) 使用印鑑届(様式5)
- (エ) 印鑑証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：原本】
- (オ) 事業概要(パンフレット等事業者の業務内容がわかるもの)
- (カ) 履歴事項全部証明書(その他の団体等で法人登記がない場合は定款又はその他の規約、個人事業主の場合は住民票)【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】
- (キ) 直近1ヵ年分の本店所在地の法人(個人)住民税(市区町村民税及び都道府県民税)の納税証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】
- (ク) 消費税及び地方消費税の納税証明書(納税証明書その3(その3の2、その3の3でも可))【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】
- (ケ) 直近1ヵ年分の貸借対照表及び損益計算書(写し)
ただし、会社設立1年未満のため当該資料がない等の場合は、その旨を記載した理由書(様式自由)

※(キ)及び(ク)は、「未納の額が無いことがわかるもの」であること。ただし、会社設立1年未満のため納税証明書が発行されない等の場合は、その旨を記載した理由書(様式自由)を提出すること。

※(ウ)～(ケ)は、参加申請時点において、本市入札参加有資格者名簿に登録のある者については省略できるものとする(様式2-1に承認番号を記載すること)。

【共同事業体】

- (ア) 公募型企画競争方式(プロポーザル方式)参加申請書(様式2-2)
- (イ) 共同事業体届出書兼委任状(様式3)
- (ウ) 公募型企画競争方式(プロポーザル方式)参加申請にかかる誓約書(様式4)
- (エ) 使用印鑑届(様式5) ※代表構成員のみ
- (オ) 印鑑証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：原本】 ※代表構成員のみ
- (カ) 事業概要(パンフレット等事業者の業務内容がわかるもの)

- (キ) 履歴事項全部証明書（その他の団体等で法人登記がない場合は定款又はその他の規約、個人事業主の場合は住民票）【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】
 - (ク) 直近1ヵ年分の本店所在地の法人（個人）住民税（市区町村民税及び都道府県民税）の納税証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】
 - (ケ) 消費税及び地方消費税の納税証明書（納税証明書その3（その3の2、その3の3でも可））【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】
 - (コ) 直近1ヵ年分の貸借対照表及び損益計算書（写し）
ただし、会社設立1年未満のため当該資料がない等の場合は、その旨を記載した理由書（様式自由）
 - (カ) 共同事業体協定書（写し）【構成員の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されているもの】
- ※(ウ)及び(カ)～(コ)は、構成員となる全ての事業者について提出すること。
- ※(ク)及び(ケ)は、「未納の額が無いことがわかるもの」であること。ただし、会社設立1年未満のため納税証明書が発行されない等の場合は、その旨を記載した理由書（様式自由）を提出すること。
- ※(エ)～(コ)は、参加申請時点において、本市入札参加有資格者名簿に登録のある者については省略できるものとする（様式3に承認番号を記載すること）。

イ 提出期限

令和8年8月7日（金）午後5時まで（必着）

また、参加申請関係書類の提出と併せて、下記9のEメールあてに、件名に「参加申請：ミナミエリアのスーツケース不法投棄対策事業業務委託【単独法人等又は共同事業体の名称】」を明記して空メールを送信すること。

ウ 提出方法

提出期限までに下記9の提出先まで提出すること。持参のほか郵送での提出を可とするが、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によること。

エ 参加資格審査の結果通知

全ての参加申請者に対し、令和8年8月14日（金）（予定）に様式2-1又は2-2に記載の担当者メールアドレスあてに通知する。

（3）企画提案書類の提出

ア 提出書類

各提出書類については、A4判で作成し提出すること。

- (ア) 公募型企画競争方式（プロポーザル方式）企画提案書（様式6-1（単独法人等用）又は6-2（共同事業体用））

- (イ) 本業務にかかる提案

仕様書の内容を踏まえ、以下の内容が記載された提案書を提出すること。

A4判両面印刷20ページまで（表紙や目次も制限ページ数に含む。）で作成することとし、用紙の向きは縦又は横のいずれかで統一のうえ、ページ番号を付すこと。

図等の使用も可とするが、主要な文字の大きさ（ポイント数）は11ポイント以上とする。

1 調査・分析

- ① 本事業に係る現状及び課題を過不足なく整理し、課題の原因と事業実施による影響を、根拠とともに筋道立てて示すこと。そのうえで、上記の整理に基づき、課題解決に資する具体的かつ実現可能な提案を行うこと。
- ② 本事業の対象者を、属性やニーズ等により具体的に定義し、選定理由を明確にすること。
- ③ 定義した対象者に対し、的確に届くとともに必要に応じて幅広い層にも波及するよう、メッセージ設計、手段（媒体・動線）、到達目標等を含めた企画内容を提案すること。

2 クリエイティブ制作（多言語チラシ・動画等）

- ① ターゲットに、本市の適切な処分方法や民間等の処分方法が確実に伝わり、実行できる内容となるよう提案すること。
- ② クリエイティブの本数、時間（動画等の場合）については、業務の目的、配信・配架媒体に合わせて提案すること。
- ③ ターゲットに適した、日本語のほか英語・中国語（簡体字・繁体字）・韓国語・タイ語など6言語以上の多言語で誤解なく伝わり、行動変容につながるメッセージ、表現方針を提案すること（ピクトグラム活用、字幕/ナレーション方針等）。
- ④ チラシ・動画を制作する場合、仕様（サイズ/尺/言語等）、構成案、制作体制（翻訳品質管理、権利処理）とスケジュールを示すこと。
- ⑤ その他、ターゲットの行動変容につながる、訴求力の高い効果的な啓発内容を提案すること。

3 周知展開（配架・放映・媒体運用）

- ① 旅マエ・旅ナカにおいて、より多くのターゲットに的確により広範囲に伝わる周知方法・周知期間を提案すること。
- ② チラシの場合、その配架ルート（宿泊施設・商業施設・販売店等）の開拓・配架、補充を含む運用計画を提案すること。
- ③ 動画の場合、その放映・配信手段（駅デジタルサイネージ、旅の予約サイト、交通機関内等）の媒体選定根拠、期間を示すこと。
- ④ 市の排出方法の要点整理方法及び民間回収サービス等の掲載方針（公平性・更新性への配慮）を提案すること。
- ⑤ スーツケース販売店舗やホテルなど宿泊施設と連携し、ターゲットに直接届く工夫を提案すること。

4 仕掛け展開

- ① 啓発と併せて、不法投棄の発生抑制に資する具体的な取組を提案すること。
- ② 取組の実施場所、実施期間、役割分担を含む実施計画を提案すること。
- ③ 効果検証の方法と、実施可能な評価指標を提案すること。
- ④ 検証結果の整理方法（効果・課題・改善）及び次年度以降の継続・横展開に向けた提案内容を示すこと。

(ウ) 事業者（共同事業体の場合は構成員となる事業者）の平成30年度以降の同種又は類似業務の実績（様式自由）

※ 実績がある場合のみ。

※ 業務名称・発注者名・契約金額・契約期間・業務の概要を記載すること。

(エ) 提案見積及び積算根拠（様式自由・片面1枚）

※ 積算内容については、仕様書4（1）～（5）の各項目に対する単価、人数、数量、月数等について詳細に記載すること。

※ 共同事業体による参加や再委託等を実施する際には、その業務ごとの分担と一致するように記載すること。なお、再委託については、再委託等の範囲と再委託等の予定金額について記載すること。

イ 提出部数

正本（上記 6（3）ア（ア）～（エ））1部（記名したもの）

副本（上記 6（3）ア（ア）～（エ））8部

※ 副本には記名せず、事業者を特定できる箇所（事業者名・所在地・代表者名・ロゴマーク等）にマスキングの処理を行うこと。なお、「当法人」や「当団体」のような記載は差し支えないが、具体的な名称の記載は避けること。

ウ 提出期限

上記 6（2）エの参加資格審査結果通知（合格）を受け取った日から令和8年8月21日（金）午後5時まで（必着）

エ 提出方法

提出期限までに下記 9 の提出先まで提出すること。持参のほか郵送での提出も可とするが、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によること。

7 選定に関する事項

企画提案の審査については、有識者会議を開催し、以下の評価項目についての意見を聴取のうえ、発注者において受注予定者を決定する。審査は非公開とし、審査内容についての質問や異議は一切受け付けない。

なお、有識者会議の委員については、公平性・透明性を確保し、専門的な観点から評価を行うため、学識経験を有する外部の者で構成する。

（1）プレゼンテーション審査

ア 実施日時

令和8年9月上旬（予定）

※ 詳細は、上記 6（2）エの参加資格審査結果通知に記載する。

イ 実施場所

大阪市住之江区南港北二丁目1番10号 ATCビル0's（オズ）棟南館4階

大阪市経済戦略局 会議室（予定）

ウ 内容・方法等

- ・参加者が行うプレゼンテーションは、上記 6（3）アの提出書類を使用し、企画提案（実施方針等）について口頭にて説明を行うこと。なお、資料の追加・変更は認めない。また、プロジェクター等機材の使用は不可とする。
- ・1者あたり30分程度（うち説明15分以内、質疑応答を含む。）とし、参加者は1者あたり3名以内とする。なお、予定業務責任者は必ず参加すること。共同事業体の

場合も同様とする。

・プレゼンテーションは、予定業務責任者の属する事業者等が行うこと。

※ 実施日時、実施場所、説明時間等については、変更する可能性がある。

※ プレゼンテーション審査を欠席した場合は、選定から除外する。

(2) 選定基準・方法

項目		基準	配点
企画 内容	企画の 妥当性	・課題、要因分析の的確性 (現状(事実)と課題が整理され、原因と影響が筋道立って説明されているか。) ・ターゲット設定・訴求力 (対象者が具体的に定義され、的確かつ広範囲に伝わる企画内容になっているか。) ・重点地点設定の論理(データや仮説に基づいて説明できる根拠)	25
	クリエイティブ 制作	【運用設計・仕様の妥当性】 ・捨てない・適切処分への動線設計 (迷わず行動できる動線(場所・手順・問い合わせ先等)が具体的に示され、運用可能であるか。) ・クリエイティブ仕様の妥当性 (制作本数・放映／掲出時間が業務の目的及び配信・配架媒体の特性に合わせて、制作本数、尺(放映／掲載時間)、フォーマットが適切に設計され、運用可能であること。)	10
		【コミュニケーション品質】 ・デザイン・動画表現、ユニバーサル性 (視認性・判読性に配慮した表現(文字量、配色、サイズ等)で、年齢・障害の有無を問わず理解できる設計になっているか。) ・言語選定、文化差配慮 (ターゲットに適した言語(6言語以上)を選定し、誤解を生む表現や文化差による受け止め方の違いに配慮した内容であること。) ・わかりやすさ、インパクト、独自性 (伝えたい要点が短時間で伝わり、記憶・行動喚起につながる工夫があるか。既存施策の模倣に留まらず、本事業ならではの訴求軸や表現が示されているか。)	5
		【配架・配信方法の妥当性】 ・旅マエ・旅ナカにターゲットに確実に届けるための工夫 (ターゲットの接触機会が最大化される配架・配信設計になっていること(場所・時間帯・回数等)に加え、設置確認や実施報告、効果測定の方法等が提案されているか。)	25
		【配架・配信の実効力】 ・配架先開拓力、媒体調整力 (ターゲットの動線に適した配架・配信先を確保でき、関係者調整を含む運用体制が整っているか。) ・スケジュールの現実性 (制作～配架・配信までの工程が無理のないスケジュールで示されているか。)	5
	周知 展開		

	仕掛け 展開	【不法投棄抑制（取組の妥当性・実効性）】 ・抑止策の妥当性と実現性 （要因分析に基づき、関係施設等と連携した具体的な抑止策となっており、また、役割分担・運用体制・現場負担への配慮を含め実施可能であるか。）	10
	効果測定	・KPI 設計、改善提案力 ・効果検証と横展開 （発生状況や取組実施状況を把握する方法、評価指標・比較の考え方が示され、結果を踏まえた改善点の整理及び継続・拡大に向けた提案ができる内容であるか。）	10
	実現性・ 運営体制	・事業を確実かつ円滑に実施するための必要な人員、体制、協力関係等の体制 ・リスクマネジメント、課題解決への対策 ・類似業務実績	5
	経費設定	・積算根拠の妥当性 （金額の算出根拠が適正か（単価・数量・工数・相場との整合）） ・費用の明確化 （何にいくら使うかがわかる形になっているか（内訳・範囲・項目の整理））	5
合計（委員1名あたり）			100

- ア 上記の選定基準に基づき、提出書類及びプレゼンテーション内容について、外部有識で構成される有識者会議の意見を聴取したうえで評価を実施し、全委員の合計点が最も高い提案者を受注予定者として選定する。
- イ 全委員の合計点が最も高い提案者が2者以上（同点）の場合
- (ア)「周知展開」の合計得点が高い者を受注予定者とする。
 - (イ)「周知展開」の合計得点と同じ場合は、「企画の妥当性」の得点が高い者を受注予定者とする。
 - (ウ)「企画の妥当性」の得点と同じ場合は、「クリエイティブ制作」の合計得点が高い者を受注予定者とする。
 - (エ)「クリエイティブ制作」の合計得点と同じ場合は、「仕掛け展開」の得点が高い者を受注予定者とする。
 - (オ)「仕掛け展開」の得点と同じ場合は、「効果測定」の得点が高い者を受注予定者とする。
 - (カ)「効果測定」の得点と同じ場合は、「実現性・運営体制」の得点が高い者を受注予定者とする。
 - (キ)「実現性・運営体制」の得点と同じ場合は、くじ引きにより受注予定者を決定する。
- ウ 各評価項目の合計点について、1委員でも各評価項目の合計点が60点未満又は1項目でも0点がある場合は、受注予定者として選定しない場合がある。その場合、次に合計点の高い提案者をアの「合計点が最も高い提案者」とする。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 参加資格を有しない者が提案を行うこと。
- イ 同一参加者が複数の提案を行うこと。
- ウ 有識者会議委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- エ 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- オ 受注予定者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- カ 企画提案書等に虚偽の記載を行うこと。
- キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。
- ク 提出された企画提案書等が次のいずれかに該当する場合
 - (ア) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
 - (イ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - (ウ) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- ケ プレゼンテーション審査を欠席すること。
- コ 提案見積書に記載の額が上記 2 (3) の契約上限額を超えているもの。

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は全ての参加者に対し、令和 8 年 9 月中旬（予定）に様式 2-1 又は様式 2-2 に記載の担当者メールアドレスあてに通知するとともに、大阪市経済戦略局ホームページに掲載する。なお、参加者が共同事業体の場合は、共同事業体名称及び構成員となる全ての事業者名についても公表する。

8 その他

- (1) 企画提案書等の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 採用された企画提案書等は、大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号）に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (3) 全ての提出書類は返却しない。
- (4) 提出された書類等は、審査・受注予定者選定用以外に参加者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く。）。
- (5) 期限後の書類の提出、差替え等は認めない。ただし、本市より指示があった場合はこの限りではない。
- (6) 本公募型企画競争方式（プロポーザル方式）は受注予定者の選定を目的に実施するものであり、契約締結後の業務については、発注者と協議を行い策定する仕様に基づき実施するため、必ずしも提案内容どおり実施するものではない。
- (7) 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型企画競争方式（プロポーザル方式）の参加は無効とする。

- (8) 受注予定者と契約を締結することができない事由が生じた場合は、企画提案審査において次順位以下となった参加者のうち、合計点が上位であった者から順に契約交渉を行うことができるものとする。ただし、各評価項目の合計点について、1委員でも各評価項目の合計点が60点未満又は1項目でも0点がある場合は、受注予定者として選定しない場合がある。

9 提出先、問合せ先

担当：大阪市経済戦略局企画総務部総務課（調達担当）

住所：〒559-0034 大阪市住之江区南港北二丁目1番10号

アジア太平洋トレードセンター（ATC）O's（オズ）棟南館4階

電話：06-6615-3719

Eメール：keisen-keiyaku@city.osaka.lg.jp

受付については、午前9時から午後5時までとし、土曜日・日曜日・祝日及び月曜日から金曜日の午後0時15分から午後1時までを除く。